

(別紙)

県土整備部における建設工事指名業者選定基準の

地域貢献に関する取扱い

(平成 18 年 8 月 1 日施行)

1. 過去 2 年間に県内で発生した災害（地震、風水害等）に対して、県管理施設へのパトロールや応急復旧等で緊急に出動した実績について
 - 1) 対象とする災害は、地震、風水害、その他の災害（主に雪害）とする。
 - 2) 対象業務は、パトロール・応急措置・応急復旧工事とする。
 - 3) 実績は、原則として「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本（細目）協定」に基づく出動実績、及び協定以外の災害出動実績とする。
 - 4) 活動実績評価は 5 段階とし、評価の基準は、1 災害時緊急に対応した出動人員によることとする。その基準は下記のとおり。
 - A：延べ 6 人以上の人員によりパトロール、応急措置・応急復旧工事を実施。
（夜間、深夜、早朝の時間外活動に限る。）
 - B：延べ 6 人以上の人員によりパトロール、応急措置・応急復旧工事を実施。
 - C：延べ 5 人以下の人員によりパトロール、応急措置・応急復旧工事を実施。
 - D：パトロール、及び簡易な応急措置を実施。
 - E：パトロール
- 5) 災害時の出動実績（別表 様式一 1）は関係機関に通知するとともに、建設・不動産課のホームページに掲示する。
- 6) 各年度の出動実績は、出先機関の長が前年度の実績を報告するものとする。
データの更新時期は毎年 6 月 1 日とし、それまでの期間は前年度の実績データを使用するものとする。